道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針（改訂版）

平成１７年３月　決定
平成２１年３月　改訂

平成２２年３月一部改正（平成２２年４月１日施行）

北　　海　　道

目　次

１　方針の目的 ･･1

２　用語の定義 ･･1

３　道州制下における市町村、道州、国の役割分担 ･･････････････････････････････1
⑴　基本的な考え方 ･･1
⑵　基本的な役割分担 ･･2
⑶　具体的な役割分担 ･･2
ア　市町村の役割（例示） ･･2
イ　道州の役割（例示） ･･3
ウ　国の役割（例示） ･･4

４　道から市町村への移譲対象となる事務・権限 ･･････････････････････････････････4
⑴　基本的な考え方 ･･4
⑵　移譲対象 ･･4
⑶　事務・権限の区分 ･･5
○ 移譲対象権限数の分野別内訳 ･･････････････････････････････････････6
⑷　事務・権限の移譲先 ･･6

５　道から市町村への事務・権限の移譲の進め方 ･･････････････････････････････････6
⑴　移譲の単位 ･･6
⑵　事務・権限の移譲の進め方 ･･7
⑶　市町村の行政体制整備の推進 ･･8

６　移譲に当たっての措置 ･･9
⑴　財政的措置 ･･9
⑵　人的措置 ･･10
⑶　適正な事務処理の確保に係る支援措置 ･･････････････････････････････････10

７　特例条例（地方自治法第252条の17の2）による移譲の場合の手続き ･･････････11
⑴　事務・権限移譲の要望照会（承諾要請）から移譲までの手続き ･･････････11
○ 事務・権限移譲の基本的な流れ ･･････････････････････････････････････11
⑵　市町村議会の議決を経て、移譲要請があった場合の手続き ･･････････････12
⑶　法改正等により速やかに移譲する場合の手続き ･･････････････････････････12

８　今後のスケジュール ･･12
○「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」の改訂までの経過 ･･････13

【別表】道州制下における市町村、道州、国の役割分担（例示） ･･････････････････15

１　方針の目的

北海道では、地方分権の流れを一層確かなものとし、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会を構築していくため、道州制を目指した取り組みを進めている。

道州制を実現するに当たっては、国と地方自治体の役割分担を大きく見直し、国から地方自治体への大幅な権限・財源の移譲を図ることが必要となるが、その際には、住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を担い、事務・権限の内容・性質等から市町村が担うことに適さないものを道州や国が担うといういわゆる補完性の原理を基本とすることが適当である。

こうした役割分担の考え方を踏まえて、道から市町村への事務・権限の移譲を進めることは、道州制が目指す地域主権型社会に向けての着実な歩みを進めるものとなり、住民サービスの向上や活力ある地域社会づくりにつながる。

こうした考え方に立って、このたび、道が現在担っている事務・権限のうち、道州制の下において、市町村が担うべきと考えられるものを明らかにした。

道としては、市町村がこれらの事務・権限を自ら担う道州制の実現に向けて、本方針に基づき、道から市町村への事務・権限の移譲を推進する。

２　用語の定義

- 事務・権限～道の事務事業及び権限の総称。
- 事務事業～道が実施している事務事業で予算措置を伴うもの。
- 権限～法令又は北海道条例の各条項により、知事又は北海道教育育員会の権限とされているもの。
- 権限事務～権限の行使に関わって処理する必要がある事務。
- 特例条例～事務処理の特例を定める条例。
（地方自治法第２５２条の１７の２第１項）

３　道州制下における市町村、道州、国の役割分担

(1)　基本的な考え方

将来の道州制における市町村、道州、国それぞれの役割については、いわゆる補完性の原理に基づき、住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を担い、事務・権限の内容・性質等から市町村が担うことに適さないものを道州の役割とし、道州が担うことに適さないものを国の役割とすることを基本と考える。

こうした役割分担を踏まえ、国による地方分権改革の推進と合わせて、道としては、地方自治法に基づく都道府県条例による事務処理の特例の制度を活用し、道から市町村への事務・権限の移譲を進めていく。

さらに、道州や市町村の役割を増やしても、国が決めた制度や基準に従わなければ権限事務を執行できないのであれば、できる限り住民に身近なところで行政に関する決定を行っていることにならないため、道州や市町村は、自らの役割となった事務に

ついては、制度の企画立案、制度設計等が行えるようにすることが必要である。よって、道州や市町村の裁量を拡大するため、法令の適用範囲を縮小し、条例で基準などを設定できるよう、道州制特区推進法に基づく提案において、個別の法令の改正に取り組んでいく。

⑵　基本的な役割分担

ア　市町村（基礎自治体）は、地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興に関わる行政サービスを地域の実情に応じて提供する役割を担う。

イ　道州（広域自治体）は、全道的に展開すべき広域事務、連絡調整事務、補完事務の３事務（※）に限定し、産業の振興、雇用政策、交通、社会資本の整備や先端的な試験研究など専門性の高いもの、教育や医療の分野における人材の確保などの役割を担う。

ウ　国は、外交や安全保障など国家として本来果たすべきことなどにその役割を限定する。

※　①　広域事務
　　市町村の区域を越えた対応が必要な事務
　　②　連絡調整事務
　　市町村を包括する団体として行うべき事務
　　③　補完事務
　　高度な技術・能力を要し負担の大きな事務
　ただし、ここでの市町村は将来の基礎自治体（行政体制の整備が進んだ状態）を想定しており、連絡調整事務及び補完事務については限定的なものを想定している。

⑶　具体的な役割分担

上記⑵の基本的な役割分担に沿って具体的な役割を例示すると次のとおりである。
（※　例示であり、すべての役割や分野を列挙したものではない。）

ア　市町村の役割　（例示）

①　保健・医療・福祉
- 高齢者福祉
- 障がい者福祉
- 子育て支援
- 健康づくり
- 感染症予防
- 衛生管理
- 食品衛生
- 地域医療の確保　　等

②　教育・文化
- 公立幼稚園、小中学校の設置
- 地域芸能活動や社会教育活動の支援　　等

③　産業・雇用

・　地域産業の振興
・　農山漁村振興
・　集落規模の農業生産基盤整備　等

④　環境保全

・　廃棄物対策
・　大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音等対策
・　自然環境の保護・保全
・　鳥獣保護　等

⑤　まちづくり

・　生活道路整備
・　公園整備
・　上下水道整備
・　都市計画
・　土地利用調整
・　地域交通の確保
・　農村生活環境整備
・　コミュニティの振興　等

⑥　国土保全・防災

・　地域限定的な治山、治水
・　消防・防災・災害対応　等

イ　道州の役割（例示）

①　施策の効果が基礎自治体の区域を超える面が大きいもの

・　広域的な利用又は便益を目的とするネットワーク型の社会資本整備（広域道路・広域的な農林水産業基盤整備等）
・　広域的な治山・治水
・　国定公園等の自然公園整備
・　広域的な交通政策　等

②　道州全体の観点からの集中した投資や施策展開が効果的なもの

・　広域的な産業政策
・　職業能力開発
・　雇用政策
・　広域的な廃棄物・リサイクル対策
・　広域的な生活環境保全対策
・　広域的な自然環境対策
・　高度、専門的な試験・研究
・　広域的、専門的な学校教育
・　全道の文化、スポーツの振興
・　高度医療の確保
・　高度な感染症対策
・　広域的、専門的な福祉サービス
・　広域的な消防・防災対策
・　災害対応・支援　等

ウ　国の役割 （例示）

①　国として国際的に対処することが必要なもの

・　安全保障、テロ対策
・　外交、通商
・　出入国管理、税関、検疫
・　国際的な取り決めの推進　　等

②　地域ごとに制度が異なっては国民に不便をもたらしかねないもの

・　刑法、司法制度
・　民法や商法等の私法制度、特許や著作権、通貨
・　基本的な教育制度や全国的な基準
・　環境保全に関する全国的な基準
・　医師等の一定業種の資格制度　　等

③　日本国民として最低限保障されるべき生活を保つための施策や公的な保険の運営に関すること

・　公的年金、失業保険　　等

④　安全確保に関する最低基準を国が定めることが必要なもの

・　薬や食品に関する最低基準
・　伝染病や感染症対策に関する最低基準
・　航空、船舶、自動車や建築物等に関する最低基準　等

⑤　施策の効果が道州の区域を超える面が大きいもの

・　金融
・　電波、通信、放送
・　気象　　等

⑥　国全体の観点からの集中した投資や施策展開が効果的なもの

・　高度、専門的な分野に関する研究、科学技術振興
・　新幹線、高速道路などの骨格的・基幹的な交通基盤施設整備
・　資源、エネルギーの開発、確保
・　高度・専門的な学術・文化の振興
・　災害対応・支援　　等

※　分野別の一覧は、別表を参照。

４　道から市町村への移譲対象となる事務・権限

(1)　基本的な考え方

道州制の下における役割分担の考え方を基本に、現在の道の事務・権限を、道州が行うべきものと市町村が行うべきものとに分類し、市町村が行うべきものと考えられる事務・権限については、市町村への移譲対象とする。

(2)　移譲対象

①　事務・権限移譲リストの提示

この考え方に沿って、平成17年３月時点で、道が所掌する約2,500件の事務事

業と、約4,000条項の権限を分類した結果、補助事業や内部事務を除いた約1,200件の直営事業から189件、権限で2,054条項を市町村への移譲対象としたところであるが、移譲対象については、毎年度、特例条例化における権限の条項の精査や法令の改正・追加、市町村からの追加要請等を反映した見直しを行い、これを「事務・権限移譲リスト」として市町村へ提示する。
（平成20年４月現在、権限で2,689条項を市町村への移譲対象としている。）

② 移譲対象の拡大のシステム化

現在移譲対象外としている事務・権限について、市町村から移譲要望があった場合、移譲対象に追加することが可能か検討し、結果を公表する。

また、他都府県で移譲実績があるが、道では現在移譲対象としていない事務・権限は、適宜、道と市町村の役割分担等の見直しを検討し、移譲対象の拡大に努める。

さらに、国の地方分権改革における都道府県から市町村への権限移譲の検討状況等を踏まえ、適宜、道と市町村の役割分担等の見直しを検討し、移譲対象の拡大に努める。

③ 処理件数の少ない事務・権限の取扱い

移譲対象としている事務・権限の中には、従来、処理件数の少ないものや地域的な偏在のあるものもあるが、事務・権限を担う行政主体は、処理件数の多寡でのみ判断すべきではなく、補完性の原理との関係、担当職員に求められる経験や専門性の程度、他の関連する事務・権限と一体的に効果が発現するものか否か等も含め、総合的に判断すべきである。

また、市町村が事務・権限を持つことにより、具体的事例に対する法令の解釈という裁量を市町村が持ちながら、住民、企業等に指導や助言を行うことができる。

このため、直近の年次における道の処理件数がない事務・権限であっても移譲対象とし、実際に移譲するかどうかは、５⑵に定める手続きにより、市町村と十分協議し、同意を得た上で行うものとする。

注） 「事務事業」は、移譲対象となっている「権限」が市町村へ移譲された場合、北海道権限移譲事務交付金交付要綱に基づき、財政措置の財源として振り替えられるものであり、事務事業単独では移譲対象とはならない。

⑶ 事務・権限の区分

市町村への移譲対象となる事務・権限については、道内のいずれの市町村であっても移譲に当たっての特段の条件がないもの、専門的な知識を有する職員の確保や市制施行など移譲に当たって受入体制等の条件整備が必要なもの、また、現行法制度上の制約により、国による法令や制度改正が必要なものもあることから、移譲対象事務・権限は次の４つに区分する。

第１区分：特段の条件がないもの
第２区分：受入体制等の条件整備が必要なもの
第３区分：法制度の改正等が必要なもの
第４区分：全市町村へ移譲済みのもの

○　移譲対象権限数の分野別内訳（平成20年４月現在）

区　　分	移　譲　対　象　権　限　数				
	第１	第２	第３	第４	計
保健・医療・福祉	114	483	141	23	761
教育・文化	17	22	10	0	49
産業・雇用	540	54	32	0	626
環境保全	74	315	0	48	437
まちづくり	212	252	52	12	549
国土保全・防災	74	16	189	9	267
計	1,031	1,142	424	92	2,689

注）移譲対象権限数は、毎年度変動するので、最新の内容は、北海道のホームページ等によりご確認ください。

(4)　事務・権限の移譲先

移譲先は原則として市町村とする。（広域連合を含む。）

５　道から市町村への事務・権限の移譲の進め方

(1)　移譲の単位

次のとおり、市町村からの要望に応じて、最小基本単位または包括単位により移譲する。

①　最小基本単位

市町村が、地域における総合的な行政主体として、保健・医療・福祉、まちづくりや産業振興など、地域の暮らしや住民に身近な行政サービスを効果的・効率的に担っていくためには、移譲される事務・権限は、一定程度完結したまとまりであることが望ましい。

このため、道から市町村への事務・権限の移譲に際しては、同一の法令における一連の権限を移譲にあたっての「最小基本単位」とする。

例えば、介護保険法における指定居宅サービス事業者の指定等に関する事務については、指定居宅サービス事業者の指定、名称の変更等の届出の受理、報告等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査、指定の取消、指定等の公示などがあるが、これらの権限を個別に判断して移譲するのではなく、住民の利便性、事務の効率性の観点から不離一体のものとして移譲する。

（例）○　介護保険法における指定居宅サービス事業者の指定等に関する事務
　　○　農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務　　等

②　包括単位（パッケージ）

関連する複数の最小基本単位を一括して移譲することにより、住民の利便性の向上や市町村における効率的な行政サービスの提供がより可能となる場合は、その趣

旨を「事務・権限移譲リスト」に明示した上で、これらの関連する最小基本単位を包括化した「包括単位（パッケージ）」ごとに移譲を行う。

例えば、まちづくり分野の中で、建築に関する専門的知識を有する職員の配置が必要な最小基本単位については、北海道福祉のまちづくり条例における公共的施設の整備等に関する事務、建築基準法における建築確認(変更確認)に関する事務などがあるが、これら建築主事の配置に関連する一連の最小基本単位を「包括単位（パッケージ）」により一括移譲する。

（例）○　建築基準等
　　○　高齢者福祉　　等

③　包括単位(パッケージ)を基本とした移譲

移譲に当たっては、包括単位（パッケージ）での移譲を基本とするが、市町村からの求めがある場合は、効率性を著しく妨げない範囲で包括単位の中の最小基本単位で移譲することができる。

⑵　事務・権限の移譲の進め方

①　市町村の同意

移譲に当たっては、市町村と十分協議し、同意を得た上で行うものとする。

②　市町村の自主的な移譲要望に基づく移譲の進め方

市町村からの自主的な移譲要望に基づいて移譲を行うことを基本とし、事務・権限の区分（条件別）ごとに、次のとおり移譲を進める。

ア　第１区分に分類される特段の条件がない事務・権限については、早期に全市町村に対して移譲が行われるよう努める。

イ　第２区分に分類される条件整備が必要な事務・権限についても、既に条件を満たしている市町村に対しては、早期に移譲が行われるよう努める。

また、条件を満たしていない市町村においても必要な条件整備が進むよう、道として必要な協力を行う。

ウ　第３区分に分類される法制度の改正等が必要な事務・権限については、現時点では移譲ができないことから当面の移譲対象とはしないが、今後、道州制特区推進法の活用を含めて、必要な検討や国に対する働きかけ等を行い、移譲が可能となり次第、第１区分又は第２区分に位置づけを変更して取り組む。

この場合においても、市町村からの求めがあるものについては、優先的に対応を進める。

③　道からの移譲要請に基づく移譲の進め方

法令改正等により既に移譲済みの権限に密接不可分な権限の追加等があった場合には、道から該当市町村に一律に移譲の要請を行い、法制的に適当な状態になるよう、早期に該当市町村に移譲が行われるように努める。

また、全道又は総合振興局及び振興局の管内もしくは住民生活や企業活動等が類似する地域において、多くの市町村へ移譲が進んでいる事務・権限や足並みをそろえて移譲することが効果的な事務・権限については、重点的に移譲を推進する事務

・権限に選定するとともに、受けていない市町村に移譲の要請を行い、早期に移譲が進むよう努める。

要請を行う際は、市町村に対して、移譲の必要性を明示し、説明から意思決定までに十分な時間を確保するなどの配慮を行うとともに、重点的に移譲を推進する事務・権限の選定に当たっては、市町村との意見交換を行うなど、関係市町村の理解を得るための配慮を行う。

④　市町村の計画的な移譲に役立つ情報の提供

市町村が移譲優先度を決定し、計画的に移譲を受けやすくするため、第２区分について、市町村、特例市、中核市、指定都市など市町村の規模や市町村の必要な受入体制の整備等の移譲条件を詳細に提示するように努める。

⑤　市、特例市、中核市等への移行に伴う関連事務・権限の移譲

包括単位の中に市、特例市、中核市等への移行に伴い法令上市町村に自動的に移譲される事務・権限を含む場合は、移行に伴って当該包括単位ごとの移譲が行われるように努めるとともに、関連する包括単位の移譲を提案する。

⑥　移譲の効果のＰＲ

住民に身近で、かつ、申請者の利便性向上、地域の実情にあった迅速な処理、市町村の目指す特色あるまちづくりに向けた総合的な行政運営の実現、市町村と道を通じた行政体制の効率化などの大きな効果が期待できる事務・権限を中心に、業務説明会の開催等、市町村が事務・権限の移譲を受け入れやすい環境づくりに引き続き努めていくとともに、移譲による効果を積極的に周知するなど、さらなる推進に努める。

また、市町村が政策展開のために事務・権限移譲を効果的に活用することができるよう、包括単位で移譲を受けた場合の利点や事務・権限に関係する補助制度などの関連情報を含めてＰＲすることにより、市町村の移譲検討を促す。

⑦　人口規模の大きい市との協議

他の市町村に比べ事務・権限移譲の受入体制の整備が期待される人口規模の大きい市と個別に協議や勉強会を行い、移譲の拡大に向けて、積極的な働きかけを行う。

⑶　市町村の行政体制整備の推進

道州制に向けて、市町村がその役割を十分に果たすことができるよう、市町村合併や広域連携など、市町村の行政体制整備の推進を支援する。

また、第２次保健医療福祉圏、定住自立圏（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）その他の広域的な単位で複数市町村への事務・権限の移譲を検討、協議する場を地域の実情に合わせて設置する。

なお、将来の道州制における役割分担において市町村の役割と整理する事務・権限については、この方針に基づき、道から市町村への移譲を推進するものであるが、道州制の実現に向けた過渡的措置として、市町村へ移譲対象事務の移譲が終了するまでの間、総合振興局及び振興局がその業務を担うとともに、道の本庁から総合振興局及

び振興局への権限委譲を推進し、市町村への事務・権限移譲を進める環境の整備に努める。

６　移譲に当たっての措置

（1）　財政的措置

①　権限事務が法定移譲される場合

合併等により、町村から市に、市等から特例市に、特例市等から中核市に、中核市等から指定都市に移行する場合や、建築主事など法令上で定める有資格者を設置するなどの場合は、法令に基づく権限事務の移譲が行われるため、その内容に応じて地方交付税算定の対象となり、地方財政措置がなされる。

②　特例条例（地方自治法第２５２条の１７の２）による移譲の場合

「北海道権限移譲事務交付金交付要綱」に基づき、原則として、移譲される権限事務の項目ごとに、事務処理に要する時間に応じた人件費、旅費、諸経費から積算した事務処理１件当たりの単価に、前年度の事務処理件数を乗じた金額を交付する。

なお、道が手数料を徴している権限事務の移譲の場合、市町村等においては手数料を徴することができるが、道が設定していた１件当たりの手数料が、上記の単価を下回る場合には、その差額に処理件数を乗じて得た額を交付し、上記の単価を上回る場合には交付しない。

交付金額
＝ 権限事務の項目ごとの１件当たりの単価 ※ × 前年度の事務処理件数

※　権限事務の項目ごとの１件当たりの単価
＝ 人件費(事務処理に要する時間×人件費単価 *1) ＋ 旅費 ＋ 諸経費 *2
＊１　人件費単価
（北海道職員全行政職の平均給与額（各種手当等を含む。）を基礎に算定）
＊２　諸経費
（消耗品費、通信費等を見込んだ事務処理１件当たりの単価を設定）

移譲される権限事務の性質により、上記の算定方式によることができない場合は、別途、移譲される権限事務の性質に応じた適正な単価を設定し、交付する。ただし、移譲される権限事務の項目ごとの権限移譲事務交付金は、現在、道が当該権限事務の実施に当たって用いている人件費、旅費、諸経費の総額を、措置総額の上限とする。

なお、権限事務の項目ごとの１件当たりの単価は関係市町村との協議を経て、特例条例の道議会議決後、権限事務の移譲前に決定する。

（詳細については、「北海道権限移譲事務交付金交付要綱」による。）

また、市町村が交付金単価の妥当性を判断し、移譲要望の検討に資するよう、その算出根拠をできる限り明らかにするとともに、市町村ごとの前年度の処理実績を提示する。

※　権限移譲事務交付金の算定基礎や交付の仕組みについては、市町村における事務処理の実態等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていくこととする。

なお、道の機関が持っている機能を一括して譲り受けたいとの要望が市町村から示された場合などには、現在の交付金算出の考え方ではなく、新たな方法を検討する。

⑵　人的措置

事務・権限の移譲に伴い必要となる人員の確保・育成については、上記⑴の財政的措置が人件費を含むものであることから、市町村自らが組織体制を整備し、必要な人材を措置することが原則となる。ただし、市町村から地方自治法第２５２条の１７の規定に基づく道職員の派遣について求めがあるときは、事前に調整・協議した上で対応する。

さらに、市町村が特定分野で数多くの移譲を受ける際、円滑な運用体制を構築するための資格者等の人的支援や道における実務経験の付与などについて市町村から求めがある場合は、事前に調整・協議した上で、市町村と道職員の相互交流派遣等を行う。

加えて、事務・権限の移譲を短期集中的に拡大するため、平成22年度から、市町村に対して道職員を派遣し、移譲事務の円滑な処理や受入体制の整備等を支援する。

また、移譲される事務・権限の処理に市町村職員が習熟するための研修、訓練等を行うことが必要な場合は、研修会の開催や道職員が出向いての講習、または、市町村職員の研修員としての受け入れ等により対応する。

なお、道の機関が持っている機能を一括して譲り受けたいとの要望が市町村から示された場合などには、中核市移行に伴う保健所機能の一部移管の例などを参考とした人的措置の方法を検討する。

⑶　適正な事務処理の確保に係る支援措置

道と市町村との対等・協力関係のもと、道は、市町村において、移譲された事務・権限が適正かつ円滑に執行されるよう、次のような措置を講ずる。

①　説明会等の実施又は文書による事務内容の説明

市町村への事務・権限の移譲に当たっては、説明会、研修会等の実施又は文書により、事務内容の説明を行う。

②　事務処理マニュアル等の作成

市町村への事務・権限の移譲に当たっては、必要に応じ、事務処理方法等を示したマニュアル等を作成し、交付する。

③　条例、規則等の整備に係る助言

市町村が移譲事務・権限を処理するに当たり、新たに条例、規則等を整備しなければならない場合には、市町村からの要請など、必要に応じ、その整備について助言を行う。

④　移譲後の事務・権限の処理に係る協力

移譲事務・権限については、法令に基づき、市町村が主体的に判断し、処理することが可能となるが、適正な事務処理の方法等についての市町村からの相談等に対しては、移譲時だけでなく、移譲後においても、個別に助言を行うなど、適切に協力・支援する。

また、市町村が地域の実情に応じた処理を行うため、法令等の改正が必要な場合は、道州制特区推進法の活用を含めて、必要な検討や国に対する働きかけ等を行う。

⑤　職員の育成に係る協力

移譲事務・権限を処理するため、高度な専門的知識、技術を有する職員の育成が必要な場合には、適切に協力する。

７　特例条例（地方自治法第２５２条の１７の２）による移譲の場合の手続き

（1）　事務・権限移譲の要望照会（承諾要請）から移譲までの手続き

原則として、下記「事務・権限移譲の基本的な流れ」により行うこととする。

○　事務・権限移譲の基本的な流れ

検　討　の　流　れ	時　　期
◎「事務・権限移譲リスト」改訂版の提示 ◎　道から市町村への移譲要望の照会 ※移譲要請事務・権限の承諾の照会	４月
◎　市町村から道への移譲要望の回答 ※移譲要請事務・権限の承諾の回答	６月
◎　道と市町村で移譲要望（承諾）事務・権限について事前協議（注を参照）	７～９月
◎　移譲予定事務・権限の決定（最終回答）	９月
◎　市町村から道へ移譲予定事務・権限の同意書の提出（地方自治法第252条の17の2に基づく協議）	１１月
◎　道の各部・教育庁の特例条例案の提案・議決（道議会第４回定例会）	１２月
◎　道から市町村への引継ぎ	１２～３月
◎　事務・権限の移譲 ※一部の事務・権限は、他の時期に移譲	翌年　４月

注）特例条例の制定改廃に係る市町村との協議

事務・権限の移譲に当たっては、地方自治法第２５２条の１７の２第２項の規定に基づく市町村との協議に先立ち、市町村の意向を確認するため、道から市町村に対し、原則として事前協議を行うこととする。

⑵　市町村議会の議決を経て、移譲要請があった場合の手続き

地方自治法第２５２条の１７の２第３項等に基づき、市町村議会の議決を経た移譲要請があった場合、上記⑴によらず、速やかに協議することとし、移譲が適当な場合、適切な時期に特例条例案を道議会に提案し、議決を受けた上で移譲するものとする。

⑶　法改正等により速やかに移譲する場合の手続き

法令改正等により新たな移譲事務・権限が生じる場合や地域指定等により新たに移譲すべき市町村が生じる場合など、上記⑴によらず、速やかに移譲することが適当と考えられる場合は、移譲要請を行う関係市町村へ事務・権限移譲の必要性を十分説明し、協議した結果、同意書の提出（地方自治法第252条の17の2に基づく協議）があった市町村に対して、適切な時期に特例条例案を道議会に提案し、議決を受けた上で移譲するものとする。

８　今後のスケジュール

当移譲方針（改訂版）は、平成21年4月（平成22年度移譲要望）から適用する。

また、当移譲方針（改訂版）の適用後、概ね５年ごとに、移譲による効果や課題等を把握する追跡調査を行い、移譲の進捗状況や追跡調査の結果、市町村の行政体制の整備状況等を踏まえて適宜見直しを行う。ただし、国の地方分権改革の大幅な推進などに応じて、適宜、見直し等の対応を検討する。

○ 「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」の改訂までの経過

年月日	経　　過
H16. 4. 7	道州制推進本部員会議 ※「道州制プログラム」の策定。この中で市町村への権限等移譲の推進を明記。
6.10	道州制推進本部幹事会市町村権限移譲検討部会開催 ※道の事務・権限における道州（広域自治体）と市町村（基礎自治体）の役割区分について、各部・教育庁に検討依頼。
6.28	北海道・自治のかたち円卓会議（第１回） ※市町村への事務・権限の移譲の基本的な考え方について意見交換。
6.29	「北海道から市町村への事務・権限の移譲に係る基本的な考え方」について、市町村に意見照会 ※あわせて、14支庁単位に市町村担当者との意見交換会を開催：6.14～24
7.14	「道州制特区に向けた提案（第１回）の具体化について（素案）」について、市町村に意見照会 ※あわせて、14支庁単位に市町村長との意見交換を実施：6.29～8.3
7.30	北海道・自治のかたち円卓会議（第２回） ※市町村への事務・権限の移譲方針の策定等について意見交換。
8. 2 ～ 13	各部ヒアリングの実施 ※道の事務・権限における道州（広域自治体）と市町村（基礎自治体）の役割区分案（各部及び教育庁作成）について、ヒアリングを実施。
9. 3	北海道・自治のかたち円卓会議（第３回） ※市町村への事務・権限の移譲方針の策定等について意見交換。
10.22	「『(仮称)道州制に向けた道から市町村への事務・権限の移譲方針』の策定に向けた考え方」について、市町村に意見照会 ※あわせて、14支庁単位に市町村担当者との意見交換会を開催：10.18～11.5
11.11	北海道・自治のかたち実務者研究会議（第１回） ※市町村への事務・権限の移譲に向けた論点を整理。
11.24	北海道・自治のかたち円卓会議（第４回） ※道州と市町村の役割分担に応じた区分（案）等について意見交換。
11.26 ~ H17.1.20	「『(仮称)道州制に向けた道から市町村への事務・権限の移譲方針』策定の基本的な考え方」及び「道の事務・権限における道州(広域自治体)と市町村(基礎自治体)の役割分担に応じた区分(案)」について、市町村に意見照会

年月日	経　　過
1.26	北海道・自治のかたち実務者研究会議（第２回） ※移譲方針の素案に向けた考え方について意見交換。
2. 2	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針（素案）」について、市町村に意見照会 ※6圏域単位に市町村担当者との意見交換会を開催：2.9～16
2.21	北海道・自治のかたち円卓会議（第５回） ※移譲方針（案）等について意見交換。
2.23 ～ 3.23	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針(案)」について、ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸ･ｺﾒﾝﾄの実施及び市町村に意見照会
3.31	道州制推進本部員会議 ※移譲方針を決定
H18. 4. 1	61市町村へ657権限を移譲
H19. 4. 1	180市町村へ491権限を移譲 ※一部権限は他の月日に移譲
12.13	道から市町村への事務・権限移譲に関するﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ調査を実施 ※市町村職員及びﾊﾟｽﾎﾟｰﾄ申請者（19.12.19～20.1.28）を対象にｱﾝｹｰﾄ調査を実施
H20. 3.31	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ報告書の作成
4. 1	128市町村へ327権限を移譲 ※一部権限は他の月日に移譲
8.19	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針(改訂素案)」について、市町村に意見照会 ※あわせて、14支庁単位に市町村担当者との意見交換会を開催：8.27～10.29
12.19 ～ H21. 1.19	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針(改訂案)」について、ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸ･ｺﾒﾝﾄの実施及び市町村に意見照会
3. 27	道州制推進本部員会議 ※移譲方針（改訂版）の決定
4. 1	移譲方針（改訂版）による移譲工程表の開始
4. 1	179市町村へ248権限を移譲 ※一部権限は他の月日に移譲

【別表】道州制下における市町村、道州、国の役割分担（例示）

区分	市　町　村	道　　州	国
保健・医療・福祉	・高齢者福祉 ・障がい者福祉 ・子育て支援 ・健康づくり ・感染症予防 ・衛生管理 ・食品衛生 ・地域医療の確保　等	・高度医療の確保 ・高度な感染症対策 ・広域的、専門的な福祉サービス 等	・医師等の一定業種の資格制度 ・公的年金、失業保険 ・薬や食品に関する最低基準 ・伝染病や感染症対策に関する最低基準 等
教育・文化	・公立幼稚園、小中学校の設置 ・地域芸能活動や社会教育活動の支援　等	・広域的、専門的な学校教育 ・全道の文化、スポーツの振興　等	・基本的な教育制度や全国的な基準 ・高度・専門的な学術・文化の振興　等
産業・雇用	・地域産業の振興 ・農山漁村振興 ・集落規模の農業生産基盤整備 等	・広域的な農林水産業基盤整備 ・広域的な産業政策 ・職業能力開発 ・雇用政策 ・高度、専門的な試験・研究 等	・民法や商法等の私法制度、特許や著作権、通貨 ・航空、船舶、自動車等に関する最低基準 ・金融 ・電波、通信、放送 ・高度、専門的な分野に関する研究、科学技術の振興 ・資源、エネルギーの開発、確保　等
環境保全	・廃棄物対策 ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音等対策 ・自然環境の保護・保全 ・鳥獣保護 等	・国定公園等の自然公園整備 ・広域的な廃棄物・リサイクル対策 ・広域的な生活環境保全対策 ・広域的な自然環境対策 等	・国際的な取り決めの推進 ・環境保全に関する全国的な基準 等
まちづくり	・生活道路整備 ・公園整備 ・上下水道整備 ・都市計画 ・土地利用調整 ・地域交通の確保 ・農村生活環境整備 ・コミュニティの振興 等	・広域道路整備 ・広域的な交通政策 等	・建築物等に関する最低基準 ・新幹線、高速道路などの骨格的・基幹的な交通基盤施設整備 等
国土保全・防災	・地域限定的な治山、治水 ・消防・防災・災害対応　等	・広域的な治山、治水 ・広域的な消防・防災対策 ・災害対応・支援　等	・気象 ・災害対応・支援 等
※国の専掌			・安全保障、テロ対策 ・外交、通商 ・出入国管理、税関、検疫 ・刑法、司法制度

担　当　北海道 総合政策部 地域主権局 道州制グループ
住　所　〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目
ＴＥＬ　011-231-4111　内線23-321
　　011-204-5160　（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
ＦＡＸ　011-232-2743
E-mail　sogo.syukendousyu@pref.hokkaido.lg.jp
ＵＲＬ　http://www.pref.hokkaido.lg.jp